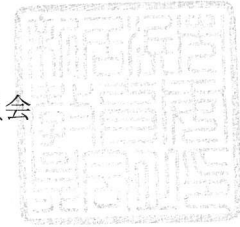


# 弁 明 書

平成29年3月9日

新居浜市教育委員会



新居浜市情報公開条例第11条第1項の規定により、平成28年10月11日付け新教学教第1247号で新居浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行った公文書の公開決定に関して審査請求人 教科書の問題を考える東予の会 共同代表 吉邨二三男氏 外3名（以下「東予の会」という。）、教科書裁判を支える会 共同代表 奥村悦夫氏 外2名（以下「支える会」という。）が平成29年1月10日付けで提起した審査請求について、次のとおり弁明します。

## 1 弁明の趣旨

「教育委員会の決定は妥当である。」との答申を求める。

## 2 本件の経緯

(1) 平成28年10月6日付けで審査請求人（東予の会及び支える会）から新居浜市情報公開条例第6条第1項の規定により、次に掲げる公文書の公開請求があった。

（公文書の件名又は内容）

①教科用図書項目別調査票（調査員用 様式1）

②平成28年度使用中学校教科用図書研究調査集計表（調査員集計 様式3）

(2) 平成28年10月11日付けで教育委員会は新居浜市情報公開条例第11条第1項の規定により、公文書部分公開決定を行った。

(3) 平成29年1月10日付けで東予の会及び支える会から次のような内容の審査請求があった。

「平成28年度使用中学校教科用図書 研究調査表（調査員用）様式2」（以下『様式2』という）のもとである「教科用図書 項目別調査票（調査員用）様式1」（以下『様式1』という）を公開せよ。

3 判断が妥当とした理由

- (1) 調査員に配付した「教科用図書採択委員会調査員 作業手順」において「調査員用 様式1」は教育委員会に提出不要と明記している。
- (2) 公文書の要件は、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」である。
- (3) 教育委員会に提出を求めている「調査員用 様式1」は、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」には該当しない。
- (4) したがって「調査員用 様式1」は公文書でなく、不存在であり非公開である。

以上の理由から教育委員会の判断は妥当であり、請求人の主張に正当性はない。